

第4次
吉野川市行財政改革大綱【素案】
(令和2年度～令和5年度)



令和3年 月改定
吉野川市

目 次

I	行財政改革大綱の抜本的改定	1
II	財政状況及び今後の財政見通し . . .	1
III	大綱の体系（重要目標と基本方針）.	3
IV	推進体制等	6
V	これまでの行財政改革の取組	9
VI	本市の現状と見通し	10

第4次吉野川市行財政改革大綱（改定）

I 行財政改革大綱の抜本的改定

本市における今後の財政状況については、歳入面では生産年齢人口割合の減少や新型コロナウイルス感染症の影響などにより大幅な税収の減少が見込まれる一方、歳出面では景気後退や老年人口割合の増加による扶助費の増加に加え、公共施設の老朽化に伴う維持補修費等に多額の経費が必要になることも見込まれ、さらに厳しさを増すことが想定されます。

こうした中、今後の財政見通しを試算したところ、令和3年度以降も歳出が歳入を上回る収支不足の状況が続き、このままでは数年以内に予算編成ができなくなるという現状が浮き彫りとなりました。

このような未曾有の財政危機を打開するには、職員一人一人が現状認識を共有し、歳入では新たな財源の確保や積極的な国・県への制度・政策の提言など、また歳出では既存事業の徹底的な見直し、市民ニーズを的確に捉えた事業の取捨選択など、歳入・歳出両面における抜本的な改革に直ちに取り組むことが不可欠となります。

こうした状況から、令和2年12月市議会定例会における『財政危機“突破”宣言』を踏まえ、これまで進めてきた行財政改革をさらに実効性のあるものとするため、令和2年3月に策定した「第4次吉野川市行財政改革大綱」を抜本的に改定し、その実施計画の見直しを行うこととするものです。

II 財政状況及び今後の財政見直し

1 本市の財政状況

一般会計決算の平成27年度から令和元年度までの推移は、歳入においては、市税収入は微増しているものの、地方交付税・臨時財政対策債は、合併算定替えの終了に伴う段階的な減額等により平成27年度と令和元年度を比較して8.6億円減少しています。

一方、歳入の減収に合わせて対応する歳出を削減できていないことから、平成29年度から基金残高の減少が始まっており、令和元年度には1.1億円減少し、基金残高は88.6億円まで落ち込んでいます。

また、財政構造においても、財政の弾力性を示す経常収支比率（人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費に、市税、普通交付税等を中心とする経常的な一般財源収入が充当されている割合を示す指標）は、高い水準で推移しており（令和元年度決算：94.6%）、財政が硬直化している状況と言えます。

(単位 億円)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
歳入	A	206.7	206.3	238.8	243.4	262.4	
	(1)市税	39.7	40.7	41.1	40.5	40.5	
	(2)地方交付税・臨時財政対策債	88.8	84.7	81.2	80.8	80.2	
	(3)国県支出金	38.4	41.6	42.9	41.1	45.7	
	(3)その他	39.8	39.3	73.6	81.0	96.0	
歳出	B	197.1	196.6	229.6	234.0	252.3	
	(1)義務的経費	人件費	100.1	100.8	100.4	99.3	99.6
		扶助費	34.4	33.5	34.6	32.6	33.0
		公債費	40.4	43.5	41.9	42.6	43.8
			25.3	23.8	23.9	24.1	22.8
	(2)投資的経費	16.0	17.2	40.5	37.4	54.2	
(3)その他	81.0	78.6	88.7	97.3	98.5		
歳入歳出差引額 (A-B)		9.6	9.7	9.2	9.4	10.1	

基金残高(財政調整基金、減債基金、地域振興基金に限る。)

(単位 億円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①前年度末基金現在高	96.4	100.9	107.0	103.8	99.6
②積立額	4.5	7.0	14.6	16.5	17.3
③取崩額	0.0	0.9	17.8	20.7	28.3
④年度末基金現在高(①+②-③)	100.9	107.0	103.8	99.6	88.6
⑤増減額(④-①)	4.5	6.1	▲ 3.2	▲ 4.2	▲ 11.0

2 今後の財政見通し

令和元年度までの決算状況等により、令和6年度までの財政収支を試算すると、現状のまま財政運営を行った場合、令和6年度には財政調整基金等が枯渇し、その結果、14億円の赤字決算となる極めて厳しい見通しとなっています。

(単位 億円)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
歳入	A	278.8	208.5	207.9	222.4	208.9	
	(1)市税	40.5	39.6	39.0	38.6	38.1	
	(2)地方交付税・臨時財政対策債	79.6	78.5	77.7	75.8	73.8	
	(3)国県支出金	97.4	41.3	42.0	46.1	47.9	
	(3)その他	61.3	49.1	49.2	61.9	49.1	
歳出	B	273.1	202.0	203.2	219.6	222.9	
	(1)義務的経費	人件費	105.6	107.8	109.0	109.1	108.9
		扶助費	38.0	39.0	38.8	39.0	39.0
		公債費	44.4	45.1	45.7	46.4	47.1
			23.2	23.7	24.5	23.7	22.8
	(2)投資的経費	26.7	15.4	16.0	30.9	36.0	
(3)その他	140.8	78.8	78.2	79.6	78.0		
歳入歳出差引額 (A-B)		5.7	6.5	4.7	2.8	▲ 14.0	

Ⅲ 大綱の体系（重要目標と基本方針）

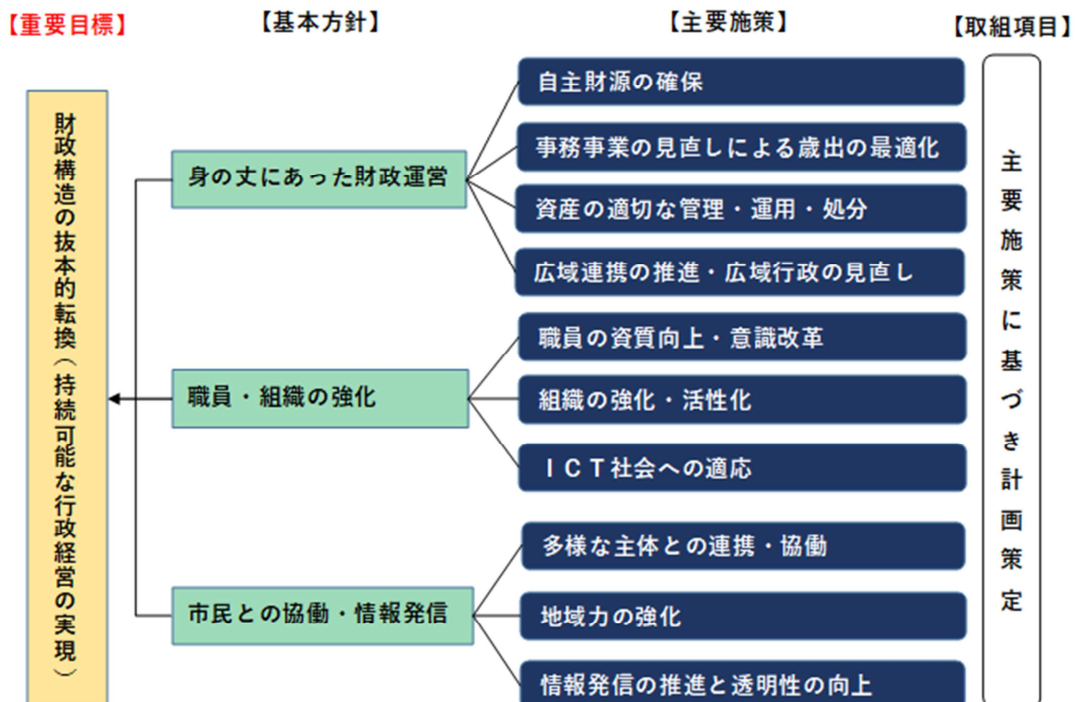
第4次吉野川市行財政改革大綱の改定に当たり、「財政構造の抜本的転換（持続可能な行政経営の実現）」を重要目標として、3つの基本方針を定め、それに基づき主要施策及び取組項目を設け、推進していきます。

また、改定前の取組項目を見直すとともに、次の取組方針に沿った具体的な取組を、新たに盛り込みます。

■取組方針

- 1 新たな歳入の確保（広告事業の全面的展開、ネーミングライツの導入など）
- 2 遊休資産の早期売却と既存ストックの効果的活用
- 3 民間活力の導入による行政のスリム化
- 4 受益者負担適正化の観点に立った使用料・手数料の総点検
- 5 基金・現金等の運用益拡大
- 6 総人件費の抑制
- 7 全ての補助金・負担金・個人給付事業について、政策目的・費用対効果の観点からゼロベースでの見直し
- 8 全ての調達における競争原理の徹底
- 9 業務執行における内製化への転換
- 10 新規プロジェクトの凍結、投資的経費の平準化
- 11 国・県を含む外部資金の徹底的活用
- 12 大学・民間企業との連携協定を活用した「予算を伴わない事業」の拡大
- 13 特別会計・公営企業の自立・自走

【第4次行財政改革大綱改定の体系図】



基本方針1 身の丈にあった財政運営

安定的な財政運営を行うため、徴収対策の充実・強化など市税等の収入の一層の確保に努めるほか、国・県の補助金等をはじめ、新たな資源の発掘など、あらゆる財源の確保に全力で取り組んでいきます。

事務事業の見直しについては、事業の必要性や効果をゼロベースで検証したうえで、スクラップ・アンド・ビルドを徹底していくとともに、これまで以上に事業の選択と集中を徹底するなど、歳出の削減にも取り組んでいきます。

また、遊休資産等の効果的活用や処分についても検討を加速化させていきます。

(1) 自主財源の確保

これまでの行財政改革の取組の成果として向上してきた市税等の徴収率を維持するとともに、さらなる向上に努めます。

このほか、事務事業については、常に財源獲得の意識を持ち、国・県を含む外部資金の徹底的活用のほか、広告収入事業など新たな歳入の確保に向けた取組を進めます。

また、これまで以上に将来を見据えた基金の確保及び市債残高の適正管理に、より一層取り組みます。

(2) 事務事業の見直しによる歳出の最適化

事務事業の総点検を行い、職員一人一人が常にコスト意識を持ち、事務事業をゼロベースで見直しするとともに、政策目的や費用対効果が見込めない事業は廃止等を徹底して進めます。

また、恒常的に支出してきた補助金・負担金については、効果や妥当性・公平性の観点から検証を行い、適正な金額への見直しや整理統合を進めます。

(3) 資産の適切な管理・運用・処分

公共施設の老朽化に備え、公共施設等個別施設計画を策定し、中長期的な維持更新費用の平準化を図っていきます。

また、遊休資産等について、効果的な活用や早期売却について検討を進めます。

(4) 広域連携の推進・広域行政の見直し

広域連携により、圏域ならではの多様な観光資源を生かし、観光客誘致に取り組めます。

このほか、住民記録システムなど、地方公共団体が基本的な事務を処理するための情報システムを他市町村とクラウド化による共同利用で運用することで、セキュリティ強化やシステム改修時の費用軽減を図っていきます。

また、広域行政の見直しによる浄化槽汚泥・し尿処理及びごみ処理施設の整備を着実に進めます。

基本方針2 職員・組織の強化

行財政改革を進めていくためには、職員・組織といった市役所の内部が変わらなければなりません。研修の充実、組織機構の見直し、定員管理の適正化などに取り組んでいきます。

(1) 職員の資質向上・意識改革

高度化・複雑化する市民ニーズに対応できる職員の育成を図っていきます。

また、必要に応じて職員研修基本計画の見直しを行い、変化する市民ニーズに的確に応え続けていけるよう職員の更なる意識改革や能力向上に努めます。

(2) 組織の強化・活性化

簡素で機能的な組織の構築を進めながら、会計年度任用職員を含めた職員の適切な定員管理を行っていきます。

また、職員が能力を最大限に発揮できるようにするため、ワーク・ライフ・バランスの推進や職員が働きやすい環境整備を進め、組織の活性化を図っていきます。

(3) ICT社会への適応

様々な業務でICTの利活用に取り組み、作業時間や人的ミスの削減、業務の効率化につながるものについては、積極的に導入を図っていきます。

基本方針3 市民との協働・情報発信

市民と行政がそれぞれ担う役割と責任を明確にしながら、協働の取組を進めていくため、市民ニーズに応える行政サービスの利便性向上や、市民参画の推進、情報公開の充実などに取り組んでいきます。

(1) 多様な主体との連携・協働

大学、企業等の多様な主体と連携・協働し、それぞれの特長や能力を生かし市民サービスの向上を図れるよう、包括連携協定の締結を積極的に進めていきます。

(2) 地域力の強化

地域コミュニティはまちづくりの根幹をなすものであり、今後の人口減少社会の中でも非常に重要となっていきます。このため、自治会への加入を促進するほか、市民一人一人が生きがいを持って暮らせるよう生涯学習の充実を図っていきます。

(3) 情報発信の推進と透明性の向上

ホームページ、SNS等を活用し、行政サービスや各種イベント情報等を積極的に発信していくとともに、市民に信頼される透明性の高い行政（積極的な情報公開）の実現を目指します。

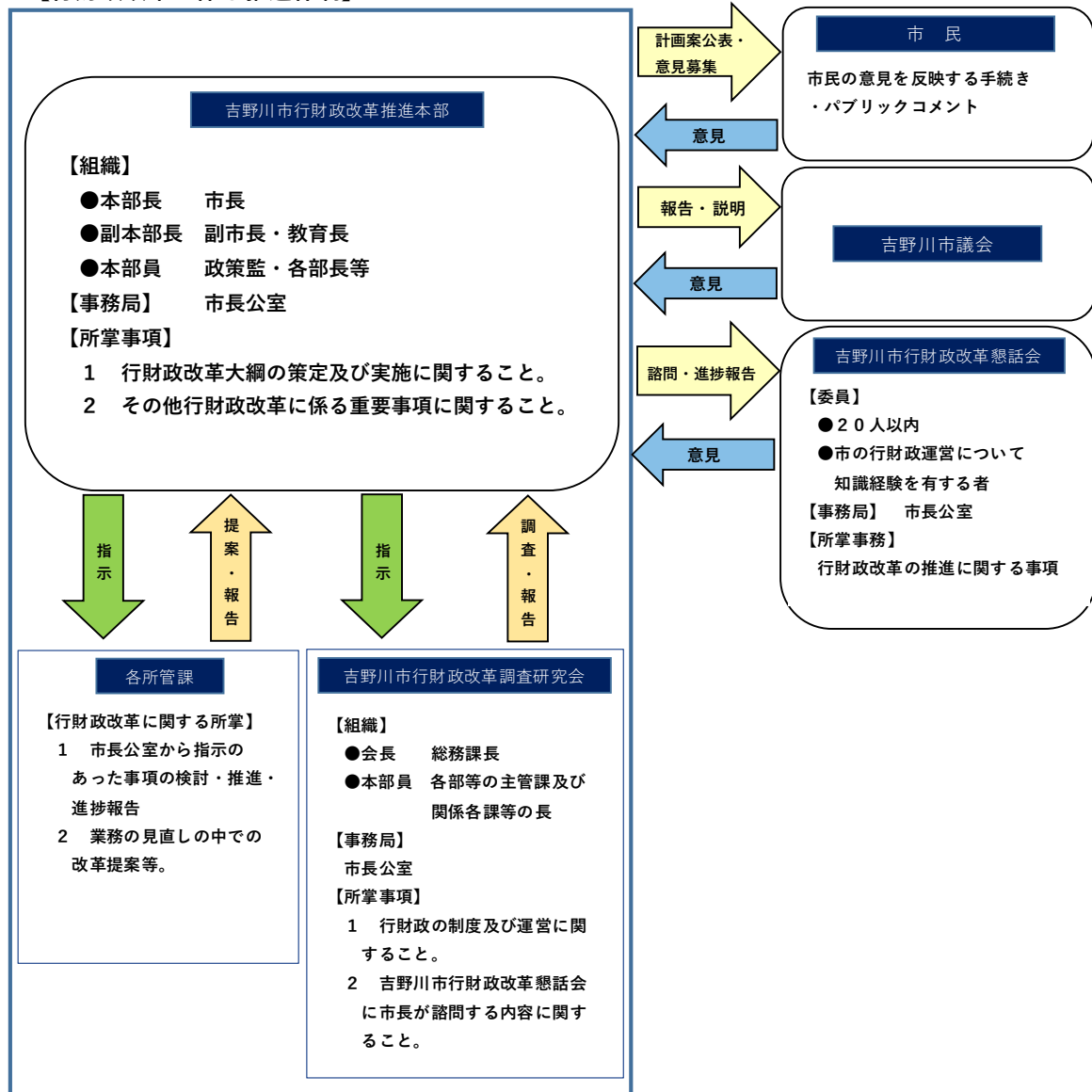
IV 推進体制等

1 推進体制

市長を本部長とする吉野川市行財政改革推進本部を内部における推進決定機関とし、必要に応じて吉野川市行財政改革調査研究会を開催し、行財政に関する調査研究を行います。

また、吉野川市行財政改革懇話会に進捗状況を報告し、意見をいただき、取組の見直しや改革の推進につなげます。

【行財政改革に係る推進体制】



2 計画期間

計画期間は、令和2年度から令和5年度（4年間）とします。
なお、計画は毎年度改定を行っていきます。

3 推進方法

行財政改革の推進に当たっては、取組項目や実施内容、時期等を記載した実施計画を策定し、実施計画に掲げた目標達成のために、Plan→Do→Check→Actionの流れを基本としてPDCAサイクルに基づいて進捗管理を行います。

なお、行財政改革を着実に実行していくため、進捗管理を徹底して行っていきます。

